

令和7年11月19日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 石田 まなみ

総務文教委員会報告書

令和7年第6回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1. 調査事項

地域防災計画と業務継続計画（BCP）の検証について

2. 期日

令和7年10月29日（水）

3. 調査の目的

令和7年8月の豪雨で福津市では2名が亡くなり、各施設に甚大な被害が発生した。市は8月10日朝に災害対策本部を設置し、午後に避難指示を発令するとともに指定避難所を開設した。また、8月12日には市役所庁舎を臨時閉庁とし、大雨災害に伴う相談窓口を設置した。初動対応が地域防災計画や業務継続計画に則っていたかを検証し、課題と見直しの方向性を明らかにするため調査を実施した。

4. 調査結果

（1）市地域防災計画等における災害対策本部設置や避難指示発令の基準について

水害の恐れがある時の災害対策本部の設置や避難指示の発令は、市地域防災計画及び市水防計画に基づき、市と災害対策本部が判断するものであるが、8月9日の夜の時点で災害対策本部の設置や避難指示の発令を行わなかったことについては、市地域防災計画の基準に沿っていなかった。

8月8日、気象台の気象解説をもとに避難指示発令や避難所開設の可能性に

について災害対策本部員等で情報共有を行った。8月9日午後9時35分の土砂災害警戒情報の発表時に災害警戒本部を設置し、翌10日午前0時過ぎに記録的短時間大雨情報の発表があり、避難指示の発令を検討したが、平成27年に内閣府が作成した「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン」を参考に、雨が降り続いている中での夜間避難の危険性を考慮し、市長の判断で避難指示の発令及び避難所開設は見送った。近隣の古賀市や宗像市は避難指示を発令していることは確認していた。市ホームページやLINEで注意喚起と自主避難所の案内を行ったが、深夜のため発信方法を限定したことから、周知が不十分だったと考えている。今後、初動対応の検証を行い、速やかに市民への報告を行う予定である。

（2）避難指示発令と避難所開設までに時間がかかった理由について

市地域防災計画等の基準と照らし合わせると、土砂災害警戒情報が発令されていた中で避難所を開設しなかったという点は、今後の検証課題と考える。8月10日の気象台の朝の予報で、昼から夜にかけては雨という情報を得ていたので、9時の災害対策本部では、昼に避難所を開設するために職員の参集を行っていた。夜が明けてからすぐに開設すればよかったのではないかという意見も受け止め、今後の検証を行う。

（3）災害関連情報の伝達方法、市ホームページの防災情報の現状と課題について

避難指示や避難所開設、指定避難所の変更等の災害関連情報は、防災行政無線や市ホームページ、LINE等を活用し広く周知することが重要である。時間帯や発信方法等に課題はあるが、可能な限り広く周知することを最優先としてしていく。市ホームページから災害関連情報が得にくいとの声を受け、8月の豪雨後、トップ画面からアクセスできるように改善した。今後も情報の一元化と分かりやすい提供に努めていきたいと考えている。

（4）災害対策本部の設置及び廃止等に関する通知について

市地域防災計画では、災害対策本部の設置及び廃止等について郷づくり推進協議会や自治会等へ通知することとしている。これまで災害対策本部の設置や廃止、避難所の開設や閉所については、郷づくり交流センターが避難所となる地域の郷づくり推進協議会や自治会には地域コミュニティ課などが連絡し、それ以外の郷づくり推進協議会や自治会に対しては、避難所の開設や閉所については防災行政無線やSNSで伝えている。今回も同様に避難所の開設や閉所の情報発信を行ったが、災害対策本部の設置については発信しなかった。今後の振り返りにおける課題の一つであることを認識している。市の防災

行政を進める上で、郷づくり推進協議会や自治会は共助の中核であり、今後の市地域防災計画の検証で議論し、修正していく方針である。

（5）水防本部の設置状況と設置判断の根拠

宗像水防地方本部（北九州県土整備事務所宗像支所）や水防団である消防団と連携し、市水防計画に基づき、西郷川水系の水位が水防団待機水位の1.62mを超えた8月9日午後10時20分に水防本部（水防配備体制）を設置し、四角橋水位観測所の水位において、西郷川の警戒監視活動に当たっていたが、午後11時に水防団待機水位を下回ったので解散した。8月10日午前1時30分に氾濫注意水位の2.38mに達し、水防団出動の目安となる水位かつ高齢者等避難発表の準備の目安となる水位だったが、その当時、雨も小康状態になり、次第に河川の水位も減少傾向に推移していく見込みであったため、出動等を取りやめた。水防本部設置の際、明確な招集は出来ておらず、設置及び廃止における県への報告については福津市水防計画に則っていたか検証する必要があると考えている。

（6）市地域防災計画の今後の修正や検証について

市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果などを検証し、必要があると認めるときは、これを福津市防災会議において修正するとしている。本計画の修正については、まず11月に防災安全課を中心に、災害対策本部のメンバーで各班長の声を聞き、振り返りを行う。災害の検証については年内にまとめ、年明けに地域防災計画の修正案を作成し、遅くとも年度末までに防災会議で示すスケジュールで進める。検証内容については年度内にまとめ、市民へ報告する予定である。

（7）想定外のところにまで水害が及んだ事象等に関する検証について

災害対策本部員と識見者を入れて検証を行う。

（8）市地域防災計画の洪水浸水想定区域の指定年月日の記載誤りについて

市地域防災計画において、洪水浸水想定区域の指定年月日の記載誤りは4件あり、誤りを報告して修正する。市ホームページ等に掲載しているもので、速やかに修正できるものは修正する。

（9）市地域防災計画の福津市の気象データについて

市地域防災計画の第1章総則・第3節概況「気象」には宗像市のような過去10年の降水量や観測史上の上位値、日降水量や日最大1時間雨量等の記載が

なく、福津市の雨量の経年変化や日最大雨量が把握できないという状況については、宗像市は福岡管区気象台の宗像市内の観測地点のデータを掲載しているが、福津市内に気象台の観測地点はないという課題がある。県の水位計や雨量計の数値を平成21年まで遡れることは確認しているが、全項目の提供可否も含め、今後県と協議の上、検討していく。

(10) 市地域防災計画に過去の一部の浸水被害の記載がないことについて

市地域防災計画資料編（令和7年2月修正）に、平成11年から令和6年にかけて発生した苅目川・本木川・七股池排水路周辺での浸水被害（出典：下水道対策ポータルサイト「アメッジ」（国土交通省）、令和5年9月定例会会議録、聞き取り等）に関する記載漏れがあり、福津市における豪雨による河川溢水の事跡が正確に記載されていないため、防災対策や気象認識に活かされないと指摘については、その当時、県の被害報告の内容や計画に載せていない経緯や理由があったのかもしれないが、現状では把握できない状況である。今回指摘の箇所については、再度担当部署に確認して、計画見直しを図っていく。

(11) 避難指示の情報発信や避難所の表示違い等の検証について

テレビやラジオでの避難指示の情報発信については、幾つかの報道機関等と防災協定を結んでおり、広く周知することに努める。また、インターネット検索時の避難所の表示違い等については、福岡県の防災マップの地図情報修正を依頼している。

(12) 豪雨災害発生時の応急対策、応急的救助、被災者の生活支援・再建など、市及び関係機関が行うべきことで、計画どおりにできたこととできなかったこと、課題と改善策について

避難所や相談窓口の設置、災害ボランティアセンターの開設、災害救助法の適用により被災者支援につながったことは計画通りにできたことと考える。一方、資機材不足、被害状況把握及び国や県との連絡調整に時間を要したこと、情報発信方法は課題と考える。今後は迅速な支援体制の構築を進め、改善していくことを考えている。

(13) 業務継続計画（BCP）と臨時閉庁について

業務継続計画に基づき、非常時優先業務の整理を行った上で臨時閉庁の判断でしたが、閉庁という言葉を用いて案内したところは反省点であると考えている。案内の仕方も含めて、検証を行い、改善を図っていく。

5. 委員会からの提言

8月9日から10日の大雨災害の対応において、市地域防災計画の災害対策本部設置基準や避難指示発令基準を満たした状況であったが、それに則った初動が出来ていない。災害対策本部長である市長の指示で8月9日夜間の避難指示を発令しなかったとしているが、8月10日朝の災害対策本部設置後も避難指示を発令していない。市地域防災計画は、災害対策基本法に基づく地域防災行政の要となる法定計画であり、市民の生命身体及び財産を災害から保護するとともに、被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に万全を期することを目的として策定している。8月10日午後3時の避難指示発令の約2時間後に貴い人命が失われており、まずは市の責任において、市民の生命身体保護を最優先に、市地域防災計画に則った災害対策本部設置や避難指示発令等をすべきである。

また、夜間の避難指示を発令しなかった理由として、内閣府が平成27年に作成した「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン」において、夜間の避難指示については、市町村の慎重な対応を行うよう示しているためとしているが、当ガイドラインの33ページには、「避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合」として、「基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難勧告等を発令する」と記載されている。

当ガイドラインは令和3年に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示（緊急）が避難指示に一本化される前のガイドラインである。内閣府作成の最新の「避難情報ガイドライン」（令和4年9月更新）では、市町村は警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示の発令が遅れないようにする必要があるとしている。8月9日午後9時35分に気象台が発表した土砂災害警戒情報は警戒レベル4避難指示に該当していた。市においては常に防災に関する内閣府等の最新の情報を踏まえて災害対応に当たるべきである。

8月12日の臨時閉庁に際し、市長メッセージに相談窓口の開設や連絡先等の案内が含まれていなかつことから、市民に不安を与えたとの指摘がある。発災時における市民への情報発信の内容及び方法については、市業務継続計画（BCP）に照らして検証する必要がある。また、今回の災害により甚大な被害が生じた要因については、防災、福祉、医療、教育等、様々な分野の専門的な知見を活用して分析を行い、その結果を踏まえて、市地域防災計画及び市業務継続計画（BCP）の検証と見直しを進めることが重要である。従来よりも幅広い視点からの検討を通じて、災害対応力の強化と市民の安心につながる計画の再構築を図ることが求められる。